

(別紙様式2)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)

都道府県名：北海道
農業委員会名：沼田町農業委員会

I 農業委員会の状況 (令和2年 3月31日現在)

1 農業の概要

(単位：ha)

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3,140	994	—	—	—	4,134
経営耕地面積	2,936	850	808	1	33	3,786
遊休農地面積						
農地台帳面積	3,093	971	971			4,064

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

(単位：戸)

	農家数
総農家数	178
自給的農家数	13
販売農家数	165
主業農家数	141
準主業農家数	1
副業的農家数	23

※ 農林業センサスに基づいて記入。

(単位：人)

	農業者数
農業就業者数	451
女性	198
40代以下	139

※ 農林業センサスに基づいて記入。

(単位：経営)

	経営数
認定農業者	143
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	2
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※ 農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

(単位：人)

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	12	12
認定農業者	—	11
認定農業者に準ずる者	—	—
女性	—	—
40代以下	—	—
中立委員	—	1

※ 現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

(単位：人・地区)

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員			

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4, 134 ha	3, 885 ha	93.98%
課 題	認定農業者数は、既に頭打ちの状況であり、担い手となる新規就農者や農地所有適格法人の育成など認定農業者の育成を行うとともに、関係機関の連携により現状を維持していかなければならない。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び実績

集積目標①	集積実績②	(うち、新規実績)	達成状況 (②/①×100)
3, 928 ha	3, 817 ha	0 ha	97.17%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地）をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	認定農業者は減少傾向ではあるが、関係機関の連携のもと営農指導等の情報を共有するなど現状維持を推進していく。 農家の高齢化や後継者不足による離農による農地の集積を担い手（認定農業者等・新規就農者・農地適格化法人など）へ円滑に進めていく。
活動実績	受け手となる法人の設立を推進するとともに、離農者等の農地をあっせんにより効率的な担い手への集積に努めた。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	現状が担い手に集積されており、引き続き担い手への集積を図るものであり妥当である。
活動に対する評価	新たな受け手開拓に向け法人の設立に向けた推進活動の実施や離農者等の農地を適切に担い手に集積されており、目標が達成されている。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	経営体	経営体	経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	h a	h a	h a
課題	規模の大きい水稲地帯であり、土地利用型農業が基本となることから、新規就農者に対しては、農地や設備投資など多額の資金が必要となる。また、規模拡大意向のある地域が多く、農地確保が容易ではないことから、第3者継承や園芸等高収益作物による就農に向け、地域の理解と関係機関との連携が重要とされる。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況 (②/①×100)
1 経営体	0 経営体	0 %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況 (④/③×100)
5 h a	0 h a	0 %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	新規就農者の確保のため、関係機関と連携しながらPR等募集活動を進め、地域おこし協力隊としての農業参入者など就農者への支援等を進めていく。また、研修会等により、第3者継承についても理解を深め、意向者を募っていく。
活動実績	地域おこし協力隊の農業支援等として、農業法人での専門的な実習が行われており、後継者のいない農家など第3者継承や独立に向け新規就農への支援を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標達成に向けた取り組みが行われている。
活動に対する評価	目標達成に向けた取り組みが行われている。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A×100)
	4, 134 ha	0 ha	0 %
課 題	農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の未然防止		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況 (②/①×100)
0 ha	0 ha	0 %

- ※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
- ※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数 (実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
活動計画	農地の利用状況調査	20人	7月～9月	10月～12月	
	調査方法	町内全域を調査区域とし、道路からの目視による巡回調査を一斉に実施する。遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録。違反転用、耕作放棄地の未然防止に努める。			
	農地の利用意向調査	調査実施時期：10月～11月			
	その他の活動	遊休農地があった場合は、随時確認・指導			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数 (実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		31人	8月～9月	9月～10月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	月～月	調査結果取りまとめ時期	月～月
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数：	筆	調査数：	筆
		調査面積：	ha	調査面積：	ha
その他の活動	遊休農地があった場合は随時確認・指導することとしているが、遊休農地はなかった。				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	活動計画通り実施し、目標どおり遊休農地はない。
活動に対する評価	活動計画通り実施し、遊休農地はない。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)
	4, 1 3 4 h a	0 h a
課 題	違反転用、耕作放棄地の未然防止に努める。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度実績

実 績①	増減 (B-①)
0 h a	0 h a

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	7月～9月に農地利用状況調査により違反転用、耕作放棄地の未然防止に努める。
活動実績	8月中に農業委員が担当地区を事前に調査。9月6日に全委員と事務局職員と関係機関により、町内全域を農地の利用状況調査、農地パトロールし、耕作放棄地の未然防止に努めた結果、発生はなかった。
活動に対する評価	農地パトロールを実施し、違反転用の発生防止が出来た。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等□ 詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数： 9 件、うち許可 9 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	地区担当委員及び事務局職員による申請者への事実確認と現地の調査			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	許可基準、関係法及び周辺農地へ与える影響等審議。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	9 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	審議内容結果の記載及び公表			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から30日	処理期間(平均)	30日
	是正措置				

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数： 3 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	書類審査、申請者からの聞き取り。台帳との照合や農業委員と事務局職員で現地確認。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	許可基準、関係法及び周辺農地へ与える影響等審議。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録の審議内容の記載及び公表			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から30日	処理期間(平均)	30日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		10 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		10 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 257件 公表時期 令和元年8月
		情報の提供方法： ホームページに掲載。
	是正措置	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 60件 取りまとめ時期 令和2年3月
		情報の提供方法： ホームページに掲載。
	是正措置	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 4,134 ha
		データ更新： 農地利用状況調査結果、農地法の許可等随時更新
		公表： 農地ナビにより、農地の公表をしている。
	是正措置	

※ その他の事務□

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 □ 特になし 〈対処内容〉
----------------	-----------------------------

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 □ 特になし 〈対処内容〉
--------------------	-----------------------------

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

・

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1件 提出先：沼田町

提出先及び提出した意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業受託委託等専門会社等の設立運営による繁忙期の農作業支援並びに過剰な農業機械等設備への投資抑制の推進（協業化・法人化・受託組織化・連携組織化の推進）について ・ 新規就農者等支援体制（農地保有合理化法人等）の構築について ・ 農地流動化を維持推進するための経費支援制度の実施について ・ 離農跡地（宅地又は宅地の跡地）の造成或いは整形工事等により隣接農地との一体的な造成による農地の効率的な有効利用制度の実施について
----------------	---

3 活動計画の点検・評価の公表

・